

新旧対照表

和歌山県介護職員初任者研修受講支援事業補助金交付要綱	
旧	新
<p>第1～2（略）</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第3 補助金の交付の対象者は、次の各号すべてに該当するものとする。</p> <p>（1）介護サービス事業所等に介護職員として就労決定した者のうち、当該就労決定日前において介護職員として勤務経験がないもの。ただし、学生が短時間労働者として勤務した場合を除く。</p> <p>（2）次のアまたはイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 和歌山県福祉人材センター（以下「福祉人材センター」という。）、社会福祉法人田辺市社会福祉協議会 紀南福祉人材バンク（以下「紀南福祉人材バンク」という。）または公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録しており、求職登録の有効期間内に就労決定したもの。</p> <p>イ 就労決定日から起算し、過去3年以内に福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクが実施する就労支援を受けたもの。</p> <p>（3）介護職員初任者研修の受講申込み時において、介護サービス事業所等に介護職員として就労決定しており、年間勤務日数が180日以上であるものまたはその見込みがあるもの。</p> <p>（4）介護サービス事業所等への就労開始から、6か月以内に介護職員初任者研修の受講を申し込み、就労開始から1年以内に研修が修了したもの。</p> <p>（5）交付申請時に、介護職員初任者研修を修了し、かつ、介護職員として従</p>	<p>第1～2（略）</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第3 補助金の交付の対象者は、次の各号すべてに該当するものとする。</p> <p>（1）介護サービス事業所等に介護職員として就労決定した者のうち、当該就労決定日前において介護職員として勤務経験がないもの。ただし、学生が短時間労働者として勤務した場合を除く。</p> <p>（2）次のアまたはイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 和歌山県福祉人材センター（以下「福祉人材センター」という。）、社会福祉法人田辺市社会福祉協議会 紀南福祉人材バンク（以下「紀南福祉人材バンク」という。）または公共職業安定所（ハローワーク）に求職登録しており、求職登録の有効期間内に就労決定したもの。</p> <p>イ 就労決定日から起算し、過去3年以内に福祉人材センターまたは紀南福祉人材バンクが実施する就労支援を受けたもの。</p> <p>（3）介護職員初任者研修の受講申込み時において、介護サービス事業所等に介護職員として就労決定しており、年間勤務日数が180日以上であるものまたはその見込みがあるもの。</p> <p>（4）介護サービス事業所等への就労開始から、6か月以内に介護職員初任者研修の受講を申し込み、就労開始から1年以内に研修が修了したもの。</p> <p>（5）交付申請時に、介護職員初任者研修を修了し、かつ、介護職員として従</p>

事しており継続して就労する意思があるもの。

(6) 補助対象経費について、重複して他の法律または制度に基づく助成等の交付を受けていないこと。

第4～10 (略)

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に就労決定したものから適用する。

事しており継続して就労する意思があるもの。

(6) 補助対象経費について、重複して他の法律または制度に基づく助成等の交付を受けていないこと。

(7) 交付申請年度に介護職員初任者研修を修了したもの。

第4～10 (略)

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に就労決定したものから適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。